

浜松市特定病院認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第21条第4項及び第33条第4項により厚生労働省令で定める基準に適合すると市長が認める病院（以下「特定病院」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 特定病院の認定基準は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「規則」という。）第5条の2に規定する基準によるものとする。

(申請)

第3条 特定病院の認定を受けようとする病院の開設者は、特定病院認定申請書（第1号様式）に特定医師実務経験証明書（第2号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

(認定)

- 第4条 市長は、前条の申請の内容を審査し、特定病院として認定することができる。
- 2 市長は、特定病院として認定したときは、当該申請を行った病院の開設者に特定病院認定書（第3号様式）を交付するものとする。
 - 3 市長は、特定病院としての認定が適当でないと思えたときは、その旨を当該申請を行った病院の開設者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 認定期間は、原則として認定の日から3年以内とする。

(認定の更新)

第6条 特定病院の開設者は、認定期間が満了後継続して特定病院の認定を受けようとするときは、認定期間満了日の属する月の前月である2月の末日までに、第3条の手続きに準じて申請するものとする。

(認定の辞退)

第7条 特定病院の開設者は、認定を辞退しようとするときは、30日以上の予告期間を設けて、特定病院辞退届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(認定の取消)

第8条 市長は特定病院の認定を受けた精神科病院が基準に適合しなくなると認めるときは、特定病院の認定を取り消すことができる。この場合、特定病院の開設者に対し、特定病院認定取消書（第5号様式）を交付するものとする。

(認定申請事項の変更)

第9条 特定病院の開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更が生じた

日から10日以内に特定病院認定申請事項の変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 病院の名称又は所在地に変更があったとき
- (2) 病院の設置者又は管理者に変更があったとき
- (3) 精神病床数に変更があったとき
- (4) 応急入院指定病院でなくなったとき
- (5) 精神科救急医療体制整備事業における夜間休日診療体制に変更があったとき
- (6) 常勤の精神保健指定医が複数でなくなったとき
- (7) 特定医師に変更があったとき
- (8) 医療法第21条第1項第1号に規定される人員配置基準を満たさなくなったとき

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項に規定する施行日前に認定を受けている特定病院が、認定期間の満了後に継続して認定を受けようとするときは、改正前の要領第6条の規定にかかわらず、改正後の要領の第6条を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

浜松市長

病院所在地
 病 院 名
 開 設 者 名 印

特定病院認定申請書

下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

記

申請する精神科病院の概要

精神科病院名		
所在地		
開設者名		
管理者名		
許可病床数	(総 数)	床
うち措置指定病床数	(うち精神病床)	床
勤務医師数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
うち精神保健指定医数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
うち特定医師数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
勤務看護師数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
勤務准看護師数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
勤務精神保健福祉士数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
看護体制 (特定病院の認定を希望する病棟について、常勤換算後の人数を記載すること。)	病棟名 ()	(1) 看護師、准看護師の合計 (人)
		(2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率 (対 1)
	病棟名 ()	(1) 看護師、准看護師の合計 (人)
		(2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率 (対 1)

入院患者数	人
うち措置入院者数	人
うち医療保護入院者数	人
特例措置による入院者のために確保する病床数	床
応急入院指定病院	指定（されている・されていない）
精神科救急医療施設	精神科救急医療施設（である・ではない）
夜間・救急受入件数	年間約 件
21 事後審査委員会	氏名 (職種) ・ ・ ・ ・ ・
22 行動制限最小化委員会	開催回数()回/月 参加メンバー (職種) ・ ・ ・ ・ ・
	行動制限最小化基本指針の作成日時 年 月 日作成
	研修会の実施頻度 開催回数()回/年
23 特記事項	

(注1) 1月末日現在の状況を記入すること。

(注2) 特定医師の特定医師実務経験証明書(第2号様式)を添付すること。

(注3) 「22 行動制限最小化委員会」欄にある「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限について基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。

(注4) 「22 行動制限最小化委員会」欄にある「研修会」とは、当該精神科病院における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。

(注5) 看護配置について、応急入院指定病院に係る指定基準第2号ただし書き中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、「23特記事項」の欄に、その旨を記載すること。

特定医師実務経験証明書（本人用）

年 月 日

氏 名			本籍地			
現 住 所						
生年月日	年	月	日	年 齢	歳	性別 男・女
最終学歴 及び年月	年 月 卒業・中退			医籍登録年月日 及び番号	第	年 月 日 号
現 在 の 勤 務 先	所在地					
	名 称					
精神障害者の診断治療 に従事した 期間及び病 院等名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称		
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	計	年	ヶ月			
その他の診 断治療に従 事した期間 及び病院等 名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称		
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	年	月	日 ~ 年 月 日			
	計	年	ヶ月			
合 計			年	ヶ月		

（注）記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

第3号様式（第4条関係）

号
年 月 日

（開設者） 様

浜松市長

特定病院認定書

下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として下記のとおり認定する。

なお、本条の特例措置を採る特定医師については、別添のとおりとする。

記

- 1 認定病院名
- 2 認定病院所在地
- 3 認定病床数 床
- 4 認定期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 認定の条件

第4号様式（第7条関係）

特 定 病 院 辞 退 届

年 月 日

浜松市長

病院所在地

病 院 名

開 設 者 名

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）の認定を辞退したいので、届け出ます。

1 辞 退 理 由

2 辞 退 年 月 日

年 月 日

第5号様式（第8条関係）

年 月 日 号

（開設者） 様

浜松市長

特 定 病 院 認 定 取 消 書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）の認定を取り消す。

記

- 1 病 院 名
- 2 病 院 所 在 地
- 3 開 設 者
- 4 認定取消年月日 年 月 日
- 5 取 消 理 由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第9条関係）

特定病院認定申請事項の変更届

年 月 日

浜松市長

病院所在地

病 院 名

開 設 者 名

印

特定病院の認定申請事項等に、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

1 変更事項

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

注：特定医師を新たに追加する場合は第2号様式を添付すること。